

証拠物件取扱保管要領

平成 7 年 12 月 22 日

埼例規第57号・刑総・生安・交企・公一

警 察 本 部 長

証拠物件取扱保管要領の制定について（例規通達）

証拠物件の取扱い及び保管の適正を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 8 年 1 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、証拠品取扱要綱（昭和56年埼例規第50号・刑総・防・公一・交企）は、廃止する。

別添

証拠物件取扱保管要領

第1 目的

この要領は、犯罪捜査に関して押収した証拠物件の警察署における取扱い及び保管について必要な事項を定め、もって証拠物件の適正な管理を図ることを目的とする。

第2 証拠物件の取扱い及び保管の基本

1 証拠価値の保全

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件が犯罪の立証のための重要な資料であることに鑑み、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸（以下「滅失等」という。）することのないように注意し、その証拠価値の保全に努めなければならない。

2 個人保管の禁止

証拠物件の取扱い及び保管を行う者は、証拠物件の滅失等の事故が発生することのないよう、定められた保管設備等において証拠物件を保管しなければならない。

3 速やかな還付又は送致

証拠物件のうち、留置の必要がなくなったものは、速やかに還付（仮還付を含む。以下同じ。）しなければならない。

また、証拠物件は、捜査の推移により可能な限り速やかに送致（送付及び一旦警察署保管とした証拠物件の検察庁への保管転換を含む。以下同じ。）しなければならない。

第3 準拠規定

証拠物件の取扱い及び保管については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第4 定義

この要領における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「証拠物件」とは、犯罪捜査に関して押収した物件及びその換価代金をいう。

(2) 「特殊物件」とは、証拠物件のうち、次に掲げるものをいう。

ア 現金、有価証券、貴金属その他の貴重品

イ 銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物

ウ 覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び大麻取締法の各違反に係る

薬物等

(3) 「鑑定資料」とは、証拠物件のうち、次に該当するものをいう。

ア 鑑定嘱託されるまでのDNA型鑑定資料

イ 鑑定後、刑事部科学捜査研究所等から返却されたDNA型鑑定資料の残余

ウ 鑑定後、刑事部科学捜査研究所等から返却された鑑定に使用するためにDNA型鑑定資料から採取等して分離された試料の残余

(4) 「長期保管」とは、最初に証拠物件を押収してから1か月を経過した事件に係る証拠物件の保管をいう。ただし、近く事件処理を終結し、全ての証拠物件の保管を解除する見込みがある場合を除く。

(5) 「短期保管」とは、長期保管以外の証拠物件の保管をいう。

(6) 「仮出し」とは、取調べ、見分等のため、保管中の証拠物件を保管設備から一時的に出すことをいう。

(7) 「払出し」とは、送致、移送、還付等のため、終局的に又は長期間にわたり証拠物件の保管を解除することをいう。

第5 管理体制

1 管理責任者

(1) 証拠物件の管理について総括的に責に任ずる者として、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者には、警察署長をもって充てる。

2 保管責任者

(1) 管理責任者を補佐し、3の取扱責任者を指揮監督して証拠物件の取扱い及び保管について責に任ずる者として、保管責任者を置く。

(2) 保管責任者には、警察署の事件を主管する課（以下「事件主管課」という。）の長をもって充てる。ただし、課長代理が置かれている警察署においては、管理責任者は、第7の1の規定により設置される保管設備ごとに課長代理の中から適任者を選任し、保管責任者に指定しなければならない。

3 取扱責任者

(1) 保管責任者の命を受け、証拠物件の取扱い及び保管に関する事務を行う者として取扱責任者を置く。

(2) 取扱責任者には、管理責任者が指定する者をもって充てる。ただし、前記2(2)のた

だし書により保管責任者を指定している場合は、保管設備ごとに取扱責任者を指定するものとする。

- (3) 管理責任者は、証拠物件の取扱い頻度等により、複数の取扱責任者を指定することができる。

4 職務代行者

保管責任者又は取扱責任者が不在のときは、管理責任者があらかじめ指定する代行者がこれらの職務を行うものとする。

第6 保存簿等による管理

- 1 管理責任者は、事件主管課ごとに証拠物件管理保存簿（別記様式第1号）及び証拠物件出納簿（別記様式第2号）を備え付け、証拠物件を管理するものとする。ただし、前記第5の2(2)のただし書の場合は、保管設備ごとに証拠物件管理保存簿及び証拠物件出納簿を備え付けるものとする。
- 2 管理責任者は、当直に証拠物件引継簿（別記様式第3号）を備え付け、証拠物件を管理するものとする。

第7 保管設備の設置等

1 保管設備の設置

管理責任者は、証拠物件を保管するため、事件主管課（課長代理が置かれている課で事務室が複数の場合は、事務室とする。）ごとに次に掲げる保管設備を設置しなければならない。ただし、庁舎の構造上等の理由から事件主管課ごとに設置できない場合には、ひとつの保管設備内に仕切りを設けるなどして、明確に分離の上、複数の事件主管課が使用することができる。

- (1) 短期保管のための保管庫（以下「短期保管庫」という。）
- (2) 長期保管のための保管倉庫又は保管庫（以下「長期保管倉庫等」という。）
- (3) 短期保管、長期保管の別にかかわらず、特殊物件を保管するための金庫又はこれに代わるべき設備（以下「特殊物件保管庫」という。）
- (4) 短期保管、長期保管の別にかかわらず、鑑定資料を保管するための冷凍庫（以下「冷凍保管庫」という。）

2 当直保管設備の設置

管理責任者は、当直時に取り扱った証拠物件（特殊物件を含む。）を保管するための保

管庫（以下「当直保管庫」という。）を設置しなければならない。

3 保管設備の設置場所等

- (1) 保管設備は、証拠物件の滅失等を防止するため、適当と認められる場所に設置しなければならない。
- (2) 保管設備は、施錠機能を具備するものでなければならない。

4 併用の禁止

証拠物件の保管設備には、証拠物件以外の物を保管してはならない。ただし、長期保管倉庫等については、庁舎の構造上等の理由から他の保管設備との併用がやむを得ないと管理責任者が認める場合には、保管設備内に仕切りを設けるなどして、明確に分離の上、使用することができる。

第8 証拠物件の取扱要領

証拠物件の取扱要領は、次のとおりとする。

- (1) 警察官は、証拠物件を押収したときは、証拠品票（埼玉県警察情報管理システムによる証拠物件管理業務実施要領（平成14年刑総第1135号）に規定する埼玉県警察情報管理システムによる証拠物件管理業務（以下「管理システム」という。）により出力する同要領第6の3(8)に規定する帳票をいう。以下同じ。）又は司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年最高検企第54号。以下「書式例」という。）に定めるレッテル若しくは荷札を付け、又は袋に納めるなどして、確実にその整理を行った後、これを速やかに保管責任者又は休日その他執務時間外においては当直長若しくはこれに準ずる者（以下「当直長等」という。）に引き渡すものとする。
- (2) 当直長等は、前記(1)により証拠物件の引渡しを受けたとき、又は他の所属等から事件の移送若しくは引継ぎのため証拠物件の引渡しを受けたときは、品目、数量等について関係書類と照合確認の上、その証拠価値及び留置の要否を検討し、留置を要すると認めるときは、証拠物件引継簿により保管責任者に引き継ぐまでの間、当直保管庫又は冷凍保管庫に保管するものとする。

なお、留置を要しないと認めるときは、速やかに事件取扱者等に還付の措置をとらせるものとする。

- (3) 保管責任者は、前記(1)又は(2)により証拠物件の引渡しを受けたとき又は他の所属等から事件の移送若しくは引継ぎのため証拠物件の引渡しを受けたときは、品目、数量等

について関係書類と照合確認の上、その証拠価値及び留置の要否を検討し、留置を要すると認めるときは、取扱責任者に保管の措置をとらせ、留置を要しないと認めるときは、速やかに還付の措置をとらせるものとする。

- (4) 取扱責任者は、前記(3)により保管の指示を受けたときは、品目、数量等について押収品目録（書式例様式第33号）、領置調書（甲）（書式例様式第22号）又は領置調書（乙）（書式例様式第23号）（以下「押収関係書類」という。）と照合確認の上、次により措置しなければならない。ただし、第9(2)から(4)までのいずれかに該当する場合の保管場所は、当該定めるところによる。

ア 証拠物件が、当該証拠物件に係る事件についての最初の証拠物件であるときは、管理システムにより登録の上、証拠物件を取扱いの別により短期保管庫、特殊物件保管庫又は冷凍保管庫において保管する。ただし、押収後おおむね48時間以内に事件処理を終結し、全ての証拠物件の保管を解除する見込みがあるときは、管理システムによる登録は要しない。

イ 証拠物件が、当該証拠物件に係る事件についての最初の証拠物件であり、かつ、押収してから1か月を経過している場合は、管理システムにより登録の上、証拠物件を取扱いの別により長期保管倉庫等、特殊物件保管庫又は冷凍保管庫において保管する。ただし、保管責任者が近く事件処理を終結し、全ての証拠物件の保管を解除する見込みがあると判断した場合は、前記アに準じて措置することができる。

ウ 証拠物件が、当該証拠物件に係る事件についての最初のものでないときは、管理システムに追加登録の上、当該事件で先に押収されている証拠物件の取扱いの別により、短期保管庫又は長期保管倉庫等において保管する。ただし、特殊物件については、特殊物件保管庫、鑑定資料については、冷凍庫保管庫において保管する。

- (5) 保管責任者は、最初に証拠物件を押収してから1か月を経過した事件は、品目、数量等について証拠物件管理保存簿と照合確認の上、真に留置の必要があるか否かを検討し、留置の必要がないと認められる証拠物件については還付の措置をとらせ、引き続き留置の必要があると認められる証拠物件については取扱責任者に長期保管の措置をとらせるものとする。ただし、近く事件処理を終結し、全ての証拠物件の保管を解除する見込みがある場合には、短期保管を継続するものとする。

- (6) 取扱責任者は、前記(5)により証拠物件について長期保管の指示を受けたときは、遅

滞なく管理システムにより登録するとともに、証拠物件を取扱いの別により長期保管倉庫等、特殊物件保管庫又は冷凍保管庫において保管しなければならない。

- (7) 長期保管の措置をとった証拠物件に係る事件が検挙となるなど、証拠物件の仮出しが見込まれる場合等においては、保管責任者の判断により、当該事件に係る証拠物件（特殊物件を除く。）を短期保管庫において保管することができる。
- (8) 取扱責任者は、前記第4(3)ウの試料の残余の返却を受けた場合は、分離された鑑定資料に係る事件の証拠物件として管理システムに追加登録し、冷凍保管庫に保管しなければならない。この場合において、分離された鑑定資料との関係を明示すること。

第9 証拠物件の保管場所及び保管方法

証拠物件の保管場所及び保管方法は、次のとおりとする。

- (1) 証拠物件は、第7の1により設置された保管設備において保管しなければならない。ただし、(2)及び(3)に掲げる場合は、この限りでない。
- (2) 証拠物件が大量である場合、自動車、自転車等の物件である場合等において、あらかじめ定められた保管設備に保管できないときは、盗難、損傷等に配慮し適切な保管場所を選定しなければならない。
- (3) 運搬又は保管に不便な証拠物件である場合において、所有者その他の者に保管させるときは、盗難、損傷等を防止するため、相当な保管方法をとるよう依頼しなければならない。
- (4) 前記第4(3)ア及びイの鑑定資料のうち、冷凍で保管する必要がないと認められるものは、定められた他の保管設備において保管することができる。
- (5) 冷凍保管庫内に短期保管に係る証拠物件及び長期保管に係る証拠物件を保管する場合は、仕切りを設けるなどして保存場所を明確に区別しなければならない。
- (6) 証拠物件の保管に当たっては、事件別及び時効年別に区分するなどして、他の事件の証拠物件と混同しないよう措置しておかななければならない。
- (7) 長期保管の証拠物件のうち、当該証拠物件に対する捜査が完了し、以後当分の間、仮出し及び払出しの予定がないと認められるものについては、事件別及び時効年別に内容物が確認できる透明の袋、箱等（以下「収納箱等」という。）にまとめ、剥がした際にその痕跡が残る封印用テープにより封印することができるものとする。ただし、当該証拠物件については、長期間開封しないことから、時間経過に伴う変質、変形、劣化等の

危険性が認められるものについては、封印措置の対象としないものとする。

- (8) 証拠物件の保管に当たっては、必要により写真撮影するなどの方法により、証拠保全の措置をとるとともに滅失等を防止するための適切な保管措置をとらなければならない。

第10 鍵の保管

1 保管責任者による保管

短期保管庫、長期保管倉庫等、特殊物件保管庫及び冷凍保管庫の鍵は、保管責任者が厳重に保管するものとする。この場合において、保管責任者が複数あるときは、管理責任者がそのうち適当と認める者を指定して鍵を保管させるものとする。

2 当直長による保管

当直保管庫の鍵は、当直長が厳重に保管するものとする。

第11 証拠物件の出納要領

1 保管中の証拠物件の出納要領

保管中の証拠物件の出納要領は、次のとおりとする。

- (1) 証拠物件の出納に係る事務は、保管責任者の指揮を受けて取扱責任者が行うものとする。ただし、特殊物件及び冷凍保管庫に保管された鑑定資料の出納に係る事務は、保管責任者が立ち会わなければならない。
- (2) 取扱責任者は、証拠物件の仮出し又は払出しを行う場合は、当該証拠物件を管理システムにより登録し、証拠物件出納簿を出力しなければならない。
- (3) 取扱責任者は、証拠物件出納簿の記載を確認の上、当該証拠物件を引き渡すものとする。
- (4) 証拠物件の仮出し又は払出しを受けた者は、当該証拠物件を返納するときは、取扱責任者の確認を受け、取扱責任者は当該物件の返納年月日等を管理システムにより登録しなければならない。

2 検察官に証拠物件を貸し出す場合の手続

検察官に証拠物件を貸し出す場合は、前記1によるほか、次の手続により行うこと。

- (1) 警察で押収し、保管中の証拠物件を検察官に貸し出す場合は、当該検察官から証拠物借用票を受領する。
- (2) 貸し出した証拠物件の返還を受ける場合は、検察官から証拠物返還票を受領する。こ

の場合において、検察官から当該証拠物件を受領した者は、証拠物受領書に署名押印すること。

(3) 証拠物件の授受に当たっては、双方立会いの上、証拠物件の現物と書類とを確認し、確実に受渡しを行うこと。

(4) 検察官から受領した証拠物借用票及び証拠物返還票は、当該証拠物件の証拠物件管理保存簿とともに適切に保管すること。

第12 捜査本部事件等の特例

捜査本部を設置して捜査を行う場合、合（共）同捜査等を行う場合等において、専ら証拠物件の取扱い及び保管の任に当たる者を置くときは、本要領に準じた方法により、別個に証拠物件の管理を行うことができる。この場合において、捜査本部等を解散するなど、専ら証拠物件の取扱い及び保管の任に当たる者の指定を解除したときは、当該証拠物件及び関係書類等を保管責任者に確実に引き継がなければならない。

第13 点検

1 点検の実施

管理責任者等は、次により証拠物件の点検を実施しなければならない。この場合において、前記第9(7)の規定により封印措置が施された証拠物件については、その封印状況及び収納箱等の異常の有無を確認することをもって、在中する証拠物件の点検に代えることができるものとする。

(1) 管理責任者 年2回以上

(2) 保管責任者 月1回以上

2 点検上の留意点

証拠物件を点検するに当たっては、次に掲げる事項等について留意しなければならない。

(1) 証拠物件の保管する区分の適否及び関係簿冊との照合

(2) 証拠物件と当該証拠物件に係る事件の押収関係書類等との照合

(3) 証拠物件の滅失等異常の有無

(4) 証拠品票、レッテル、荷札、封筒、収納容器等の異常の有無

(5) 封印措置が施された証拠物件の封印状態の異常の有無

(6) 事件別、時効年別整理状況等の適否

(7) 証拠物件に係る事件の公訴時効の期限の確認

3 証拠物件点検表

証拠物件の保管設備及び保管設備以外の保管場所ごとに証拠物件点検表（別記様式第4号）を備え付け、証拠物件の点検を実施したときは、その結果を証拠物件点検表に明らかにしなければならない。

第14 引継ぎ

1 引継ぎの確実な実施

人事異動その他の理由により、管理責任者等が交替するときは、証拠物件を当該証拠物件に係る事件の証拠物件管理保存簿等と照合確認し、証拠物件の引継ぎを確実に行わなければならない。

2 封印した証拠物件の引継ぎ

前記第9(7)の規定により封印措置が施された証拠物件については、収納箱等の封印状態の異常の有無の確認及び関係書類との照合確認をもって、在中する証拠物件の引継ぎに代えることができるものとする。ただし、必要があると認めるときは、封印を開披し、収納された証拠物件の確認を行うことを妨げない。この場合において、当該証拠物件について再度封印措置を施すときは、前記第9(7)の規定に準じ行うものとする。

3 責任の所在の明確化

証拠物件の引継ぎ結果について証拠物件点検表の欄外余白に、引継年月日並びに引継ぎを受けた者の官職及び氏名を記載し、及び押印することにより責任の所在を明確にしておかなければならない。

第15 事故報告

証拠物件について滅失等の事故の発生を認知したときは、管理責任者に速やかに報告し、報告を受けた管理責任者は、その経緯、措置等を警察本部長に速報しなければならない。

第16 証拠物件の送致

1 送致の特則

被疑者不詳の証拠物件は、特段の理由のない限り公訴時効が完成する3か月前となった時点で関係書類とともに検察官に送致しなければならない。

2 報告

取扱責任者は、被疑者不詳の証拠物件のうち、公訴時効が完成する3か月前を迎える証拠物件がある場合には、公訴時効が完成する3か月前となる日の属する月の前月の5日ま

で、当該証拠物件に係る事件名、発生日、被害者、証拠物件名及び公訴時効年月日を一覧表に取りまとめ、管理責任者に報告しなければならない。

第17 犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の取扱い

犯罪の犯人が占有していたと認められる物件については、置去り物件取扱要領（平成19年会第788号）の定めるところにより処理するものとする。

第18 準用規定

この要領は、地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊及び同部高速道路交通警察隊（以下「鉄道警察隊等」という。）の証拠物件の取扱い及び保管について準用する。ただし、保管責任者は副隊長とする。

第19 鉄道警察隊等における鑑定資料の保管

鉄道警察隊における冷凍保管庫に保管すべき鑑定資料の保管については、刑事部科学捜査研究所長と協議することとする。

第20 証拠品保管センターにおける保管委託

証拠品保管センターにおいて保管を委託する証拠物件の取扱い及び保管については、別に定める。

実施日

この例規通達は、平成8年1月1日から実施する。

実施日（平成13年12月27日埼例規第116号・刑総）

この例規通達は、平成14年1月1日から実施する。

実施日（平成14年8月15日刑総第762号）

この通達は、平成14年9月1日から実施する。

実施日（平成14年12月25日刑総第1136号）

1 この通達は、平成15年1月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、現に改正前の証拠物件取扱保管要領に基づき保管している証拠物件の取扱いについては、なお従前の例による。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成15年9月22日地第728号）

この通達は、平成15年9月25日から実施する。

実施日（平成19年12月7日会第804号）

この通達は、平成19年12月10日から実施する。

実施日（平成21年8月27日刑総第1239号）

この通達は、平成21年9月1日から実施する。

実施日（平成22年8月23日刑総第1216号）

この通達は、平成22年9月1日から実施する。

実施日（平成22年12月7日刑総第1755号）

この通達は、平成22年12月7日から実施する。

実施日（平成25年8月21日刑総第1655号）

この通達は、平成25年9月1日から実施する。

実施日（平成28年3月24日刑総第440号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（平成28年12月27日刑総第2232号）

この通達は、平成29年1月1日から実施する。

実施日（平成29年10月4日刑総第1743号）

この通達は、平成29年10月10日から実施する。

実施日（令和2年5月29日薬銃対第358号）

この通達は、令和2年6月1日から実施する。

【様式別表省略】